

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間、同年4月及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和54年4月
③ 昭和54年7月から同年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和54年1月から同年3月までの期間、同年4月及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、A市にいた時には、私が夫婦二人分の保険料を金融機関において納付し、昭和54年4月にB区に転入後は、夫が夫婦二人分の保険料をC自治体庁舎において納付していたはずであり、事実、夫の保険料は納付済みとされている。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間はそれぞれ3か月、1か月及び3か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人については、年度内において納付済期間と未納期間が混在する場合に存在すべき国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在していないことから、行政側の申立人に係る納付記録が適正に行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、各申立期間について、その夫の保険料と一緒に納付していたと主張しており、事実、その夫に係る各申立期間の保険料については、納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
昭和47年12月の結婚後、48年3月末にA国へ出国したが、申立期間の保険料については、母から納付してくれたと聞いた記憶があり、申立期間直後の1年間の保険料は納付済みとなっている。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人の保険料を納付したとするその両親及び申立期間当時その両親と同居していたその実妹に係る申立期間の保険料については納付済みとなっており、申立人の両親及び実妹は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、その両親は保険料の納付意識が高かったものと考えられ、申立人に係る申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の納付記録については、平成20年10月29日に、申立期間直後の昭和48年4月から49年3月までの保険料が納付されていたとして、納付記録が追加されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から同年 7 月 16 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた平成 4 年 6 月 1 日から同年 7 月 16 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。当時、月 21 万円程度の給与を受け取っていたことから、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、当初、24 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成 5 年 1 月 31 日より後の 7 年 3 月 3 日付けで、4 年 6 月 1 日に遡及して訂正され、9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社において、申立人以外に厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 8 人全員が申立人同様、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成 4 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、また、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 5 年 1 月 31 日より後の、7 年 3 月 3 日の日付でそれぞれ被保険者期間の標準報酬月額を大幅に引き下げられていることが確認できる。

さらに、上記の同僚 8 人に当時の経営状況を照会したところ、5 人から回答が得られ、全員から申立期間当時、給与の遅配があったとの証言を得ることができた。

加えて、A社の申立期間当時の顧問税理士に照会したところ、当時、同事業

所の経営状態は不振であった旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成3年7月から同年9月までに係る標準報酬月額を50万円に、同年10月から5年9月までに係る標準報酬月額を53万円に、同年10月から6年8月までに係る標準報酬月額を50万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から6年9月30日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成3年7月1日から6年9月30日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。月50万円程度の給与を受けていた給与明細があり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年7月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円、同年10月から6年8月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成6年10月13日より後の同月27日付けで、平成3年7月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、それぞれ8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成6年10月分の給与明細書により、申立人は、申立期間の少なくとも一部において、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は申立期間当時に同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当した者から、報酬を引き下げる届出は、自分と社長が社会保険事務所と相談の上行い、営業部長職にあった申立人は全く関与しておらず、知らなかったと思われるとの証言が

得られた。

また、申立期間当時にA社の取締役であり、申立人と同様に標準報酬月額を引き下げ処理が行われている者からは、そのような処理をすることは全く聞かされていなかった旨及び当時の同社では役員会は開催されていなかった旨の証言が得られ、これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年7月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円、同年10月から6年8月までは50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係るA社B店の資格取得日を昭和46年8月1日、資格喪失日を46年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、C社傘下のD社E店又はA社B店に勤務していた昭和46年8月1日から同年11月1日までの記録が無かった。昭和43年4月から平成6年2月まで、C社に継続勤務し、厚生年金保険と厚生年金基金に加入しており、保険料は毎月給与から天引きされていた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「C社厚生年金基金加入員台帳」では、申立期間は、加入員期間であることが確認できるとともに、標準給与月額が7万6,000円と記載されていることが確認できる。一方、F厚生年金基金（平成13年にC社厚生年金基金の業務を継承）から提供された申立人の厚生年金基金加入員台帳には、申立期間の記録が無い。同基金に照会したところ、「代行返上時の突合作業を行った際に、加入員期間及び標準給与月額を裏付ける決定通知書が保存されていなかったため、やむを得ずに、社会保険庁の記録に合わせた事務処理を行った。申立人が持っている『C社厚生年金基金加入員台帳』の記録が正しいと考えている。」旨の証言が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚（一人）に照会したところ、「申立人は、

自分がG店に転勤する前の昭和46年8月にH店からB店に転勤してきた。フロアが違う紳士服売場に勤務し、労働条件についての違いは無かった。」との証言が得られ、事実、上記同僚の厚生年金保険被保険者記録においても証言内容が裏付けられることが確認できた。

さらに、申立期間当時、A社B店又はD社E店において勤務していた同僚10人に照会したところ、8人から回答があり、そのうちの7人からは、「申立人は正社員として紳士服洋品又は紳士服売場に勤務し、労働条件についての違いは無かった。」との証言が得られた。

加えて、申立期間当時、A社B店に勤務し、申立人と同様に昭和46年11月1日にI社J店において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人は、「申立人は、K店から転勤してきた直属の上司で、メンズフロア一長（課長相当職）として間違いなく勤務していた。」との証言が得られたことから、申立人は、A社B店に所属していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社B店に勤務し、事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

なお、A社B店に係る申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているべきところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城国民年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から52年12月まで

昭和49年8月から仕事を始め、厚生年金保険に加入していたが、国民年金保険料も納めていた。しかし、保険料を二重に納付することに意味が無いことが分かり、国民年金保険料を納付するのを辞めた。納めていた国民年金保険料が還付されていることを知ったが、還付や通知を受けた記憶も無い。

このため、申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所在地を管轄する社会保険事務所の国民年金保険料還付整理簿には、還付対象期間、還付金額、還付決定日及び還付支払日が明確に記載されており、還付金額についても申立期間当時の保険料と一致していることから、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、申立人自身が所持している厚生年金保険被保険者証により、昭和49年8月12日から厚生年金保険に加入し、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 6 月から 44 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 44 年 2 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 41 年 6 月から 44 年 2 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

結婚直後の昭和 41 年 6 月に妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、妻が A 区役所から委託を受けた集金人を通じて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立人は、申立期間の保険料について、その妻が自分の保険料と一緒に自宅に毎月来ていた集金人に納付したと主張しているが、その妻は昭和 44 年 3 月に国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、申立期間当初において、その妻は国民年金被保険者資格を有しておらず、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、昭和 42 年 10 月と考えられ、この時点では、申立期間の一部については過年度納付となり、A 区役所に確認したところ、申立期間当時、同区役所には国民年金徴収員が存在したものの、同徴収員が国民年金の過年度保険料を預かることはなかったことが確認できることから、申立内容に信^{びょう}憑性が認められない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から44年3月までの期間及び50年8月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年6月から44年3月まで
② 昭和50年8月から51年3月まで

昭和38年4月に母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料については、私が結婚後、夫の保険料と一緒に、B区役所から委託を受けた集金人を通じて納付した。

また、申立期間②の保険料については、男性の集金人を通じて納付した。このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和38年4月に、その母がA市において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、「C」となるべきであるにもかかわらず、D社会保険事務所管内の市町村に払い出される「E」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、自宅に毎月来ていた集金人に納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入年月日から、昭和44年3月18日から同年同月22日までの間と考えられ、この時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付できないほか、その過半については過年度納付となり、申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料について、男性の集金人を通じて納付したと主張しているが、申立期間②直後の昭和51年4月から53年3月

までの保険料については、同年7月31日に過年度納付されており、その時点では、申立期間②については時効により保険料を納付できない。

加えて、申立人は、両申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、両申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が一緒に納付したとするその夫は、両申立期間について保険料が未納である。

また、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年10月までの期間及び同年11月から58年1月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年10月まで
② 昭和57年11月から58年1月まで

平成19年末ごろ、「ねんきんあんしんダイヤル」を知り、被保険者記録等を送っていただき、厚生年金保険と国民年金との重複と、国民年金に未加入期間があることを知った。そこで平成20年2月にA社会保険事務所に出向き確認をとったところ、申立期間①及び②の国民年金保険料について還付が行われているとの回答を受けたが、還付金を受け取った記憶が無い。

このため、両申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理している国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、還付対象期間、還付金額及び還付決議年月日が明確に記載されており、還付金額についても各申立期間当時の保険料と一致していることから、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が所持している国民年金手帳により、申立人は、昭和56年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失し、58年2月4日に国民年金の任意被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②については国民年金被保険者資格を有しておらず、各申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月30日から58年8月31日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無かった。私は、A社の代表取締役をしていて、10年間は勤務していた。A社が昭和50年9月30日に社会保険の適用事業所に該当しなくなっていることは理解し得ないことであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、商業登記簿謄本に記載されたA社の取締役のうち、申立人と同じく代表取締役であり、親会社の代表取締役でもあった者の連絡先が確認できたため照会したところ、「同社の業務は、昭和51年10月ぐらいまで行われていた。」との証言が得られたほかは、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった、昭和50年9月30日に厚生年金保険被保険者の資格喪失している従業員二人のうち、連絡先が確認できた一人に照会したところ、「申立人から、昭和50年9月30日ごろに、会社が経営破綻したため解雇する旨を告げられた。」との証言のほかは、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人は、A社の代表取締役でありながら、社印を持ったことが無く、親会社から来る人物が持っていたと主張しているが、その名前を憶えていない。この点について親会社であるB社の代表取締役であった3人に照会したものの、社印の管理の実態及び申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人は、A社の社会保険事務や経理に携わっておらず、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことについて、知らないと主張しているが、申立期間当時の社会保険担当者の名前を覚えていないため、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間当時に付き合いがあった者として名前を挙げた二人に照会したところ、一人から回答が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間については国民年金被保険者であり、昭和55年4月から58年8月までの期間について国民年金の申請免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた時の加入記録が無かった旨の回答を受けた。
A社には、同郷の知人の紹介で入社したにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険被保険者になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴に申立人の原票は見当たらず、一方、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社において男性 15 人、女性 5 人の計 20 人が勤務していたと主張しているものの、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有している者は男性 11 人のみであり、同社では、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがわれる。

加えて、申立期間当時の事業主は既に他界しているため証言を得ることができず、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立期間においてA社に勤務していた同僚のうち、存命中で、連絡先が判明した4人に照会したところ、3人から回答が得られたが、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 24 日から同年 10 月 29 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社所有のB船に乗船していた昭和 61 年 9 月 24 日から同年 10 月 29 日までの加入記録が無かった旨の回答を受けた。

船員手帳には、雇入年月日は昭和 61 年 9 月 24 日、雇止年月日は同年 12 月 20 日と記載されており、事実、同年 9 月 24 日に出港し、同年 12 月 20 日に下船するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳(写し)から、申立人が申立期間当時にA社が所有するB船に通信長として乗船していたことは確認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、B船の所有者であるA社に照会したところ、「当時の状況を知る先代社長や社会保険事務担当者は既に他界し、また、資料が保存されていないため確認できない。」旨の回答であった。

さらに、申立人が提出した船員手帳(写し)に記載されたB船の船長に照会したところ、「当時のことは殆ど記憶に無く不明である。」との回答であった。

加えて、申立期間中、A社所有の船舶において船員保険被保険者資格を有していた同僚 12 人のうち、存命中の 9 人に照会したところ、5 人から回答があったが、いずれも「同時期にA社所有の船舶には乗船していたが、B船には乗船していないため、申立人のことは分からない。」旨の回答であった。

また、回答が得られた同僚からは、申立期間当時、A社が所有する船舶は 3 隻であったとの証言が得られ、一方、A社に係る船員保険被保険者名簿から確認できた申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は 12 人であることが確認できることから、単純に 1 隻当たり 4 人と計算ができるものの、他方、申

立人は、B船には8人くらい乗船していたとしていることから、申立期間当時、A社は、乗組員全員を一律に船員保険及び厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月 1 日から 15 年 9 月 24 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 14 年 9 月 1 日から 15 年 9 月 24 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。平成 15 年 9 月に、滞納保険料の件で社会保険事務所に相談した際、標準報酬月額を引き下げて滞納保険料を調整するために届出をしたものであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 15 年 9 月 24 日より後の日付である同年 9 月 29 日に、14 年 9 月 1 日から 15 年 9 月 1 日までの標準報酬月額は 62 万円から 19 万円に引き下げる訂正処理が行われているとともに、15 年 9 月 1 日から同年 9 月 24 日までの標準報酬月額が 19 万円として届けられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、申立人が滞納保険料の件で社会保険事務所に呼び出された際、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、滞納保険料を精算する旨の提案を受け、了解したと主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて承知していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることを知りながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A自治体B町のC社及びD区E町のF社に勤務していた昭和32年4月から34年9月までの期間について、厚生年金保険の適用事業所として該当する事業所が無いとして、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両事業所における勤務時期及び期間について明確に覚えていないものの、間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、C社及びF社に勤務していた期間において厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 申立期間のうち、C社に勤務していた期間について、申立人は、申立期間当時勤務していたのは、B町K地区にある個人事業のC社であり、従業員は3人程度であったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により「C社」という名称の事業所及び類似名称の事業所を検索したところ、1社「G社（現在は、H社）」が該当したものの、所在地はI区J町であり、所在地、法人格とも申立人の主張と一致しない。

この点について、現在のH社に照会したところ、申立期間当時、B町J地区において、G社の当時の代表者の兄が、同社からのれん分けをしたC社を個人で営んでいたとの証言が得られたことから、申立人が勤務したと主張する事業所は同社であると推測できるが、社会保険庁の記録上、同社については、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は申立期間当時の同僚を一人挙げているが、名字のみであるため連絡先が判明せず、申立期間当時の事実関係について照会すること

ができない。

さらに、H社からは、B町J地区のC社の事業主は既に他界した旨の回答が得られたことから、当時の状況について照会することができない上、同社から事業主の妻の連絡先を提供されたため照会したところ、申立期間当時の状況については記憶が定かでなく、申立人の厚生年金保険加入について具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、H社は、社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるが、同名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間当時H社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができなかった。

- 3 申立期間のうち、F社に勤務していた期間について、申立人は昭和33年4月ころからD区E町（当時）に所在したF社に勤務したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により「F社」という名称の事業所及び類似名称の事業所を検索したところ、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は見当たらない。

また、法務局に商業登記簿謄本の交付を申請したところ、該当する事業所の登記が確認できない旨の回答が得られた。

さらに、申立人はF社の役員及び同僚の記憶も無いことから、申立人に係る申立期間当時の勤務実態等についての証言を得ることができない。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から同年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和 41 年 3 月から同年 12 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社B支店では、正社員として働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、申立人が名前を挙げた同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、また、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 41 年 12 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、当時の事業主は他界しているため、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚のうち、連絡先の判明した 11 人に照会したところ、回答が得られた 5 人からは、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、上記同僚のうち、申立人と同じ職種である一人が証言する同人の入社日と、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる資格取得日が一致しないことから、同社においては、必ずしも全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 446

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 31 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、日勤のパートとして勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、同社が保管する社員名簿及び当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

さらに、申立人は、第二子（長男）を申立期間内の昭和 45 年*月*日に出産しているが、その際に受給した出産育児一時金は、B区役所において手続を行ったと主張していることから、申立期間当時は国民健康保険に加入していたと推認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人からは、申立人が厚生年金保険に加入していたと思うとする旨の証言が得られたが、この者は、申立人のA社の退職時期を昭和 53 年 7 月 1 日としており、社会保険庁のオンライン記録から確認できる申立人の厚生年金保険の被保険者資格と明らかに相違していることから、同証言内容のみをもって申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。